

諮問実施機関：滋賀県教育委員会（教育委員会事務局教職員課）

諮問 日：平成 29 年 5 月 26 日（諮問第 142 号）

答申 日：平成 29 年 11 月 16 日（答申第 110 号）

内 容：「県立高等学校サッカー部体罰関係文書」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行った決定を取り消すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成 29 年 1 月 16 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求 1 野洲高サッカー部総監督が酔って部員に暴力をふるったことに関する文書

- ・ 事実関係、経過
- ・ 事情聴取
- ・ 高校からの報告書
- ・ 弁明書
- ・ 厳重文書訓告（関するもの一切）
- ・ 保護者からの相談内容
- ・ この総監督および学校が、暴力後、取り組んだことおよび検証したこと

請求 2 県立高裏紙に残った進路希望誤配布（2016. 12. 7 報道）に関する文書

- ・ 事実関係、事情聴取、弁明書、その後の対応が分かるもの

請求 3 請求 1、請求 2 についての原因、理由、背景、今後配慮することの分かるもの

2 実施機関の決定

平成 29 年 1 月 31 日、教育長は、本件公開請求に対して、別表のとおり、請求のあった公

文書の一部が非公開情報に当たるとして、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成 29 年 3 月 6 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

滋賀県立野洲高等学校の件に係る文書のうち、生徒の氏名、大学名および大学の先生（知人）の氏名を除く非公開部分を公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

黒塗りであった校長名は、公開されるべきである。学校名が分かると、校長名は隠しようがないものであると言える。学校名が明らかにされた段階で、校長名を隠すということは理解し難い。インターネット上においても、現在の校長名、前任の校長名は明らかである。

また、関係した職員等の氏名、聞き取りをしたトレーナー等の氏名は、職務上のことであるため公開されるべきであり、場所についても、活動上のことであり公開されるべきである。

自ら弁明をされている監督の反省部分については、少なくともてん末書と聞き取りによる弁明とで重なる部分は公開されるべきであり、全面的な黒塗りは違法である。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関および教育長が、諮問書および弁明書で述べている内容は、次のように要約される。

1 教育長の決定について

教育長が行った決定は、妥当である。

2 非公開理由について

(1) 事案発生時の校長および部活動の監督の氏名

事案発生時の校長および部活動の監督の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、公にすることにより、個人としての評価を低下させるおそれがあるため、条例第 6 条第 1 号に該当し、同号ただし書ウには該当しないものと判断した。

(2) 現在の校長および聞き取りを行った担当職員の氏名

現在の校長および部活動の監督に対する指導上の措置（以下「本件措置事案」という。）を決定する過程の情報等は、人事管理に係る事務に関する情報に該当する。

このため、現在の校長および聞き取りを行った担当職員の氏名は、これを公にすることにより、聞き取り結果や監督に対する事後の指導内容、あるいは現在の校長および聞き取りを行った担当職員に対する不当あるいは過剰な非難等がされるおそれがあること、これにより当該調査に従事した担当職員や現在の校長を委縮させてしまい、今後、公正な聞き取りや教職員に対する適正な指導ができなくなってしまう可能性があり、ひいては公正かつ円滑な人事の確保に支障をおよぼすおそれがあることから、条例第6条第6号エに該当すると判断した。

(3) トレーナーの氏名および宿舍名

トレーナーは、学校が同行を依頼した事業者であり、氏名を公にすると、同トレーナーには何らの帰責的事情がないにもかかわらず、同トレーナーが営む事業に関連して本件措置事案に関わったように受け取られるおそれがあり、同トレーナーの正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当すると判断した。

また、本件措置事案が発生した宿舍についても、その名称を公にすると、同宿舍には何らの帰責的事情がないにもかかわらず、同宿舍が営む宿泊事業と本件措置事案が関連あるものとして受け取られるおそれがあり、同宿舍の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当すると判断した。

(4) てん末書における部活動の監督の反省部分

てん末書における部活動の監督の反省部分は、当該監督の本件措置事案を発生させたことに対する反省や後悔といった個人の内心を表現したものであって、当該監督の氏名など個人を識別することができる情報が明らかになっても、公にすることにより、そのプライバシーや名誉感情等の個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当し、同号ただし書には該当しないものと判断した。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさ

せ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件処分における理由付記について

当審査会において、本件処分に係る決定通知書を見分したところ、「公文書の公開をしない理由」は、「滋賀県情報公開条例第6条第1号、第2号アおよび第6号エに該当するため」との記載にとどまるものとなっていることが認められる。

条例第10条第3項においては、公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しないときは、その理由を決定通知書に記載しなければならない旨を規定しているが、このように決定通知書にその理由を付記すべきとしているのは、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与える趣旨である。

そして、要求される理由付記の程度については、こうした趣旨を踏まえて検討をすべきである。この点、平成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）によれば、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例（東京都公文書の開示等に関する条例）9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかがその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」とされている。

そこで、本件処分について検討するに、決定通知書における「公文書の公開をしない理由」は、単に、条例の該当条項を列挙しているものに過ぎず、公開請求者においては、具体的にどのような根拠によって、非公開情報に該当するものとされたのかを了知することは困難である。

さらに、本件においては、実際には、非公開部分毎に公開しない理由が異なるものであるにもかかわらず、全ての非公開部分について、包括的に「条例第6条第1号、第2号アおよび第6号エに該当するため」という理由が挙げられている。このような記載の方法によっては、もはや公開請求者において、どの非公開部分が条例第6条各号所定のどの非公開情報に該当するのかを理解することすら困難であると言え、当該理由付記は極めて不適切なものであると言わざるを得ない。

以上のことから、本件処分は、条例第 10 条第 3 項に規定する理由付記の要件を欠くものであり、取消しを免れないものと判断される。

なお、当審査会においては、理由付記が十分とは言えない場合であっても、その程度等を考慮し、実施機関における今後の適切な対応を求めるにとどめることもあるが、上記のとおり、本件処分については、理由付記の不備の程度が甚だしく、看過できないものであることを申し添える。

3 付言

本件審査請求に係る調査審議においては、当審査会への諮問に当たって実施機関から、実際に審査請求人に交付された決定通知書とは異なるものが、本件処分に係る決定通知書の写しとして提出されていたことが明らかとなった。

このため、当審査会が、条例第 23 条第 4 項の規定に基づく調査を行ったところ、実施機関からは、「内部の協議用資料」として作成したものを誤って当審査会に提出したとする弁明が行われたところである。

当審査会が処分の妥当性を公正かつ的確に判断するためには、その前提として、真正な資料に基づき、当該処分に係る事実関係が正確に説明される必要があることは言うまでもなく、実施機関によって、当審査会の判断を誤らせかねない不正な文書が提出されることはあってはならず、極めて遺憾である。

実施機関は、本件で提出した「内部の協議用資料」とは、弁明書を作成した際の所属長協議に用いたものであるとするが、既に発出されている行政処分に係る通知文書を加工し、それをいかにも当該行政処分の通知文書であるかのように用いることは、一般には、想像し難いものである。当該実施機関に対しては、平成 29 年 1 月 26 日付け答申第 96 号においても、当審査会に対する正確かつ丁寧な説明に努めるよう強く求めていたところであるが、このような事態が繰り返されている。仮に、上記のような事務処理が日常的に実施機関において行われているものであるとすれば、今回のような事態は起こるべくして起こったと言うべきであり、本件を単なる個別事案におけるミスと見なすことは相当ではない。

実施機関においては、今後、改めて組織として、このような事態が続発している原因等を検証し、再発防止策を講じるとともに、各職員において情報公開制度等が適切に運用されるよう、これらの知識の研鑽に向けて積極的な取組が行われることを強く求める。

4 結論

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第 6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 29 年 5 月 26 日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成 29 年 8 月 29 日 (第 259 回審査会)	・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成 29 年 9 月 22 日 (第 260 回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 答申案の審議を行った。
平成 29 年 10 月 30 日 (第 261 回審査会)	・ 答申案の審議を行った。

別表

対象公文書	公開しない部分	非公開の理由
教職員の不祥事について（報告） ※滋賀県立野洲高等学校長	氏名、ホテル名	条例第6条第1号、第2号ア および第6号エに該当する ため
てん末書 ※滋賀県立野洲高等学校教諭	氏名、ホテル名、反省	
てん末書 ※滋賀県立野洲高等学校長	氏名	
嚴重文書訓告書	氏名	
文書訓告書	氏名	
職員懲戒審査会審査書	氏名、委員の出欠	
指導措置事案	氏名	
指導措置案件	氏名、生年月日、現住所、学歴、 経歴等、ホテル名および所在地	
保護者との対応記録	氏名、ホテル名および所在地	
滋賀県立野洲高等学校教諭から の聴き取り記録	氏名、ホテル名、大学名	
滋賀県立野洲高等学校教諭の弁 明の記録	氏名	
体罰防止に向けた取組の徹底に ついて（通知）	—	—
体罰事件を起こした教職員の部 活動顧問の指導復帰について （報告）	氏名	条例第6条第1号、第2号ア および第6号エに該当する ため
教職員の事故について（報告） ※滋賀県立八日市高等学校長	氏名、学級名	
てん末書 ※滋賀県立八日市高等学校教諭	氏名、学級名、反省	
教職員の事故に係る報告 ※滋賀県立八日市高等学校長	氏名	